

能美市地域公共交通会議設置要綱

平成30年4月1日

能美市告示第40号

(設置)

第1条 能美市における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために必要となる事項について協議するため、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、能美市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項。
- (2) 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項。
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項。

(組織)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会の議員
- (3) 市民又は利用者の代表
- (4) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 市長の指名する職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 交通会議に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人

2 任期中の交通会議の会長は、任期最初の交通会議において、委員の互選によって定める。

3 副会長は、会長が指名する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、交通会議を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 交通会議は、会長が召集する。ただし、任期最初の交通会議の招集は市長が行う。

2 会長は、交通会議の議長となる。

3 交通会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議には、協議事項の必要に応じ委員以外の者の出席を求めることができる。

(分科会の設置)

第8条 交通会議は、第2条の協議事項に関して、必要に応じて、分科会を設置することができる。

2 分科会は、会長、副会長、関係する一般乗合旅客自動車運送事業者及びその組織する団体、市民又は利用者の代表その他交通会議で必要と認められる者をもって構成する。

(意見の聴取)

第9条 交通会議は、協議のため必要に応じ、関係者の意見を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)

第10条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(会議の公開)

第11条 交通会議は、原則公開とし、会議で協議又は審議した内容は本市ホームページに登載し、公表するものとする。

(庶務)

第12条 交通会議の庶務は、地域振興課において処理する。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年9月5日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行の日以後、最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。